

令和5年3月

宇土市議会定例会議案

令和5年3月6日招集

令和5年3月市議会定例会議案目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第2号	宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	1
議案第3号	宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	2
議案第4号	宇土市納骨堂条例の一部を改正する条例について	3
議案第5号	宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	4
議案第6号	宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6
議案第7号	宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	8
議案第8号	熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	10
議案第9号	財産の取得について	11
議案第10号	辺地総合整備計画の変更について	12
議案第11号	損害賠償額の決定について	20
議案第12号	令和4年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について	21 別冊
議案第13号	令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について	〃
議案第14号	令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	22 別冊
議案第15号	令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	〃
議案第16号	令和4年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について	23 別冊
議案第17号	令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第5号）について	〃
議案第18号	令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について	24 別冊

議案第19号	令和5年度宇土市一般会計予算について	24 別冊
議案第20号	令和5年度宇土市国民健康保険特別会計予算について	25 別冊
議案第21号	令和5年度宇土市北段原土地地区画整理事業特別会計予算について	〃
議案第22号	令和5年度宇土市介護保険特別会計予算について	26 別冊
議案第23号	令和5年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について	〃
議案第24号	令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について	27 別冊
議案第25号	令和5年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について	〃
議案第26号	令和5年度宇土市水道事業会計予算について	28 別冊
議案第27号	令和5年度宇土市公共下水道事業会計予算について	〃
議案第28号	宇土市副市長の選任について	29
報告第1号	令和3年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）について	30 別冊
報告第2号	専決処分の報告について 専決第1号 損害賠償額の決定について	31
報告第3号	専決処分の報告について 専決第2号 損害賠償額の決定について	32
報告第4号	専決処分の報告について 専決第3号 損害賠償額の決定について	33
報告第5号	専決処分の報告について 専決第4号 損害賠償額の決定について	34

議案第 2 号

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例
宇土市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条中「4 0 8, 0 0 0 円」を「4 8 8, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 6 条の規定は，この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の額について適用し，同日前の出産に係る出産育児一時金の額については，なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）の改正に伴い，条例を改正する。
これが，この議案を提出する理由である。

議案第 3 号

宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
宇土市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「第 5 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 1 9 年熊本県後期高齢者医療広域連合条例第 2 6 号）の一部改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第4号

宇土市納骨堂条例の一部を改正する条例について

宇土市納骨堂条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市納骨堂条例の一部を改正する条例

宇土市納骨堂条例（令和4年条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第15条」に，「第15条」を「第16条」に改める。

第15条を第16条とし，第14条第1項中「第11条」を「第12条」に改め，同条を第15条とする。

第13条を第14条とし，第7条から第12条までを1条ずつ繰り下げ，第6条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第7条 市長は，公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは，使用料を減免することができる。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

宇土市二の丸墓園内に設置した納骨堂に係る使用料の減免規定を設けるため，条例を改正する。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第5号

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」

に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「となる法第19条第1項第1号」を「となる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)等の施行に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 号

宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 12 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続

計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第7号

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わな

なければならない。

第10条中「ときは」の次に「，その行う保育に支障がない場合に限り」を加え，同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「，職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。ただし，第13条の改正規定は，公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については，家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって，当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは，令和6年3月31日までの間，当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において，利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は，ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）等の改正に伴い，条例を改正する。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第 8 号

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により，令和 5 年 6 月 30 日限りで，熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し，熊本県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 5 年 3 月 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 10 号に関する事務の項中「玉名市、山鹿市」を「山鹿市」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は，令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約別表第 2 の規定は，この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し，施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については，なお従前の例による。

提案理由

一部事務組合の共同処理する事務を変更し，規約を変更しようとするときは，地方自治法第 290 条の規定により，議会の議決を経る必要がある。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第9号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 小型動力ポンプ付積載車（3台） |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 22,730,610円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| 4 契約の相手方 | 熊本市中央区菅原町1番25号
三輝物産株式会社
代表取締役 西銘 公一 |

提案理由

予定価格2,000万円以上の財産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第10号

辺地総合整備計画の変更について

宇土市の辺地総合整備計画（平成30年12月20日策定）の一部を次のとおり変更する。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

辺地に係る総合整備計画を変更するには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

辺地別公共的施設整備計画（令和元年度から令和5年度までの5年間）の表中

辺地別公共的施設整備計画（令和元年度から令和5年度までの5年間）

辺地名	辺地度数	人口 〔人〕	世帯数 〔戸〕	面積 〔km ² 〕	公共的施設の整備を必要とする事情
網田	102	3,163	1,409	21.96	<p>辺地の地勢及び住民の日常生活の現況</p> <p>網田地区は元来、網田村として存続していたが、昭和33年に宇土町に編入され、宇土市が誕生した。当時は、最大の人口を誇っていたが、昭和33年の7,700人から平成27年の3,500人と人口が半減している。</p> <p>その理由の一つは、当地域は、本市の最西端に位置し、地域の大部分は急傾斜地又は山岳に囲まれた中山間地域となっており、住民の日常生活面での環境整備が遅れているためである。</p> <p>そのため、地域全体として、通信環境を含む生活環境の整備が強く要望されており、さらなる、地域の活性化を図り、地域資源を活かした観光振興を進め、定住を促進する必要がある。</p>
					<p>道路整備</p> <p>集落間を繋ぐ市道として、道路幅員が不足しており、地域住民の安全な日常生活に支障を来しているため、既存市道の改良を行うものである。また、道路改良を行う事により地区内・地域間連携の強化及び地域振興を図るものである。</p>
					<p>水道施設整備</p> <p>当施設は老朽化により、度々漏水が発生している状況にある。そのため、布設替えを行い、安全で安定した水道水の供給を図るものである。</p>
					<p>消防施設整備</p> <p>当地域は山間地であり、火災等の発生に際し初期消火活動が最も重要となる。このため、地域住民の生命と財産を守るため耐震構造の防火水槽を設置するものである。また、小型動力ポンプ付積載車を整備し、円滑な消防活動と地域の防災力向上を図る。</p>
					<p>観光、レクリエーションに関する施設整備</p> <p>御輿来海岸の干潟景勝地は、九州内外から観光客が多く来訪されているものの、敷地内に駐車場が少ないことや展望場所が狭いため、利便性が悪い施設環境となっている。</p> <p>そのため、新たな展望施設や休憩施設、駐車場整備を行うことで、更なる誘客施設としての価値を高めていくため整備するものである。</p> <p>また、既存施設については、宇土マリーナの長寿命化（防水）工事を行うことで、海洋レジャーや交流の拠点としての機能を維持し、地域の交流人口の増加や地域活性化を図る。</p>
					<p>電気通信に関する施設設備</p> <p>高速・大容量無線局（第5世代移動通信システム〔5G〕やWi-Fi等）の前提となる光ケーブル等の整備に関し、民間の電気通信事業者へ補助金による支援を行い、通信環境の改善を図る。</p>
<p>公民館その他の集会施設整備</p> <p>現在、本地域の公民館を集会施設として利用しているが、昭和45年建設と古く老朽化しており、平成28年熊本地震で被災している。また、平成28年豪雨災害で決壊した川が近隣にあるという立地である。更に、施設及び駐車場の収容面積が小さく、コミュニティ活動の中心施設として機能を十分に果たせていない。そのため、更なる地域の活性化のため、耐震性がある避難所機能を追加した安心・安全なコミュニティセンターの移設建て替えを行う。</p> <p>あわせて、築60年以上の老朽化している支所の建て替えを同時に行い、支所機能を併設する。</p>					

網津	113	763	306	10.7	辺地の地勢及び住民の日常生活の現況	当地区は、宇土半島山岳部に位置し、周辺を山岳に囲まれている。住居はなだらかな傾斜地に点在しており、森林が多く、林業・果樹栽培が盛んな山間農林地帯である。また、網引地区は飲用水を主に湧水又は表流水から求めているなど文化の恩恵に浴していない地域であり、住民の日常生活面での通信環境を含む環境整備が遅れており、その整備が強く要望されているところである。
					道路整備	集落間を繋ぐ市道として、道路幅員が不足しており、地域住民の安全な日常生活に支障を来している。また、道路法対策工事を行い通学生・歩行者の安全確保に努めるものである。
					消防施設整備	当地区は山間地であり、火災等の発生に際し初期消火活動が最も重要となる。このため、地域住民の生命と財産を守るため耐震構造の防火水槽を設置するものである。また、小型動力ポンプ付積載車を整備し、円滑な消防活動と地域の防災力向上を図る。
					電気通信に関する施設整備	高速・大容量無線局（第5世代移動通信システム〔5G〕やWi-Fi等）の前提となる光ケーブル等の整備に関し、民間の電気通信事業者へ補助金による支援を行い、通信環境の改善を図る。 また、辺地区域外の幹線整備であっても、当該辺地区域内の幹線に接続が必要な部分については、本計画に含め整備を行う。
					観光、レクリエーションに関する施設整備	平成7年に開設された温浴施設の設備が老朽化したことにより施設の運営に支障を来しているため、利用者が安全かつ安心して施設を利用できるよう、設備改修を行うものである。

」を

「 辺地別公共的施設整備計画（令和元年度から令和5年度までの5年間）

辺地名	辺地地点数	人口〔人〕	世帯数〔戸〕	面積〔km ² 〕	公共的施設の整備を必要とする事情
					<p>網田地区は元来、網田村として存続していたが、昭和33年に宇土町に編入され、宇土市が誕生した。当時は、最大の人口を誇っていたが、昭和33年の7,700人から平成27年の3,500人と人口が半減している。</p> <p>その理由の一つは、当地区は、本市の最西端に位置し、地域の大部分は急傾斜地又は山岳に囲まれた中山間地域となっており、住民の日常生活面での環境整備が遅れているためである。</p> <p>そのため、地域全体として、通信環境を含む生活環境の整備が強く要望されており、更なる、地域の活性化を図り、地域資源を活かした観光振興を進め、定住を促進する必要がある。</p>
					<p>集落間を繋ぐ市道として、道路幅員が不足しており、地域住民の安全な日常生活に支障を来しているため、既存市道の改良を行うものである。また、道路改良を行うことにより地区内・地域間連携の強化及び地域振興を図るものである。</p>

網田	102	3,163	1,409	21.96	水道施設整備	当施設は老朽化により、度々漏水が発生している状況にある。そのため、布設替えを行い、安全で安定した水道水の供給を図るものである。
					消防施設整備	当地域は山間地であり、火災等の発生に際し初期消火活動が最も重要となる。このため、地域住民の生命と財産を守るため耐震構造の防火水槽を設置するものである。また、小型動力ポンプ付積載車を整備し、円滑な消防活動と地域の防災力向上を図る。
					観光、レクリエーションに関する施設整備	御輿来海岸の干潟景勝地は、九州内外から観光客が多く来訪されているものの、敷地内に駐車場が少ないことや展望場所が狭いため、利便性が悪い施設環境となっている。そのため、新たな展望施設や休憩施設、駐車場整備を行うことで、更なる誘客施設としての価値を高めていくため整備するものである。 また、既存施設については、宇土マリーナの長寿命化（防水）工事を行うことで、海洋レジャーや交流の拠点としての機能を維持するとともに、 網田レトロ館の耐震補強を行うことで、安全性を確保しながら文化的施設の利活用を推進し 、地域の交流人口の増加や地域活性化を図る。
					電気通信に関する施設設備	高速・大容量無線局（第5世代移動通信システム〔5G〕やWi-Fi等）の前提となる光ケーブル等の整備に関し、民間の電気通信事業者へ補助金による支援を行い、通信環境の改善を図る。
					公民館その他の集会施設整備	現在、本地域の公民館を集会施設として利用しているが、昭和45年建設と古く老朽化しており、平成28年熊本地震で被災している。また、平成28年豪雨災害で決壊した川が近隣にあるという立地である。更に、施設及び駐車場の収容面積が小さく、コミュニティ活動の中心施設として機能を十分に果たせていない。そのため、更なる地域の活性化のため、耐震性がある避難所機能を追加した安心・安全なコミュニティセンターの移設建て替えを行う。 併せて、築60年以上の老朽化している支所の建て替えを同時に行い、支所機能を併設する。
網津	113	763	306	10.7	辺地の地勢及び住民の日常生活の現況	当地域は、宇土半島山岳部に位置し、周辺を山岳に囲まれている。住居はなだらかな傾斜地に点在しており、森林が多く、林業・果樹栽培が盛んな山間農林地帯である。また、網引地区は飲用水を主に湧水又は表流水から求めているなど文化の恩恵に浴していない地域であり、住民の日常生活面での通信環境を含む環境整備が遅れており、その整備が強く要望されているところである。
					道路整備	集落間を繋ぐ市道として、道路幅員が不足しており、地域住民の安全な日常生活に支障を来たしている。また、道路法面対策工事を行い通学生・歩行者の安全確保に努めるものである。
					消防施設整備	当地域は山間地であり、火災等の発生に際し初期消火活動が最も重要となる。このため、地域住民の生命と財産を守るため耐震構造の防火水槽を設置するものである。また、小型動力ポンプ付積載車を整備し、円滑な消防活動と地域の防災力向上を図る。
					電気通信に関する施設設備	高速・大容量無線局（第5世代移動通信システム〔5G〕やWi-Fi等）の前提となる光ケーブル等の整備に関し、民間の電気通信事業者へ補助金による支援を行い、通信環境の改善を図る。 また、辺地区域外の幹線整備であっても、当該辺区域内の幹線に接続が必要な部分については、本計画に含め整備を行う。

					観光、レクリエーションに関する施設整備	平成7年に開設された温浴施設の設備が老朽化したことにより施設の運営に支障を来しているため、利用者が安全かつ安心して施設を利用できるよう、設備改修（ 警報盤及び水中ポンプ取替 ）を行うものである。
--	--	--	--	--	---------------------	--

」に改める。

辺地別公共的施設整備計画（令和元年度から令和5年度までの5年間）の表中

「

辺地別公共的施設整備計画（令和元年度から令和5年度までの5年間）

（単位：千円）

辺地名	施設名	計画年度	事業計画	事業費	財源内訳		
					特定財源	一般財源	一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
網田辺地	道路	1～5	道路改良舗装 L=1,470m, W=5.0m 道路新設工事 L=960m, W=5.0m	455,000		455,000	455,000
	水道施設	1	導配水管改良 L=100m	20,000	10,000	10,000	10,000
	消防施設	1～5	40t耐震性 防火水槽設置 小型動力ポンプ付積載車購入	18,720		18,720	18,700
	干潟景勝地展望広 場整備事業	3～5	景勝地展望所A=3,700㎡ 景勝地展望施設一式、休憩施 設一式	228,500		228,500	228,500
	宇土市光通信網整 備事業	2	電気通信事業者への整備費用 の補助	69,750		69,750	69,700
	網田コミュニテイ センター建設事業	1～5	全体敷地A=5,000㎡ 集会施設、支所施設一式	856,600		856,600	732,100
	宇土マリーナ施設 長寿命化事業	3	宇土マリーナ建屋防水改修	34,392		34,392	34,300

網津辺地	道路	1~5	法面対策工事 L=100m, H=3.0m 道路改良舗装 L=500m, W=4.0m	66,000		66,000	66,000
	消防施設	1~4	40 t 耐震性 防火水槽設置 小型動力ポンプ付積載車購入	18,720		18,720	18,700
	宇土市光通信網整備事業	2	電気通信事業者への整備費用の補助	55,800		55,800	55,800
	宇土市健康福祉館 (あじさいの湯) 設備改修事業	4~5	貯湯タンク取替 リモート警報盤取替	8,215		8,215	8,200
扇谷・飯塚辺地	道路	2~5	道路改良舗装 L=300m, W=5.0m	60,000		60,000	60,000
	宇土市光通信網整備事業	2	電気通信事業者への整備費用の補助	13,950		13,950	13,900
花園辺地	道路	1~5	道路改良舗装 L=400m, W=7.0m	65,000		65,000	65,000
合計				1,970,647	10,000	1,960,647	1,835,900

」を

辺地別公共的施設整備計画（令和元年度から令和5年度までの5年間）

（単位：千円）

辺地名	施設名	計画年度	事業計画	事業費	財源内訳		
					特定財源	一般財源	一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
	道路	1~5	道路改良舗装 L=1,650m, W=5.0~6.5m 道路新設工事 L=160m, W=5.0m	439,900		439,900	439,900

網田辺地	水道施設	1	導配水管改良 L=100m	20,000	10,000	10,000	10,000
	消防施設	1～5	40 t 耐震性 防火水槽設置 小型動力ポンプ付積載車購入	18,914		18,914	18,900
	干潟景勝地展望広 場整備事業	3～5	景勝地展望所A=3,700㎡ 景勝地展望施設一式、休憩施 設一式	282,300		282,300	282,300
	宇土市光通信網整 備事業	2	電気通信事業者への整備費用 の補助	69,750		69,750	69,700
	網田コミュニテイ センター建設事業	1～5	全体敷地A=5,933㎡ 集会施設、支所施設一式	957,473		957,473	842,000
	宇土マリーナ施設 長寿命化事業	3	宇土マリーナ建屋防水改修	34,392		34,392	34,300
	網田レトロ館耐震 改修事業	5	実施設計	6,800		6,800	6,800
網津辺地	道路	1～5	法面对策工事 L=100m, H=3.0m 道路改良舗装 L=500m, W=4.0m	66,000		66,000	66,000
	消防施設	1～4	40 t 耐震性 防火水槽設置 小型動力ポンプ付積載車購入	18,720		18,720	18,700
	宇土市光通信網整 備事業	2	電気通信事業者への整備費用 の補助	55,800		55,800	55,800
	宇土市健康福祉館 (あじさいの湯) 設備改修事業	4～5	貯湯タンク取替 リモート警報盤取替 源泉施設改修工事設計 源泉ポンプ取替	22,002		22,002	21,900

扇谷・飯塚辺地	道路	2～5	道路改良舗装 L=300m, W=5.0m	60,000		60,000	60,000
	宇土市光通信網整備事業	2	電気通信事業者への整備費用の補助	13,950		13,950	13,900
花園辺地	道路	1～5	道路改良舗装 L=400m, W=7.0m	65,000		65,000	65,000
合計				2,131,001	10,000	2,121,001	2,005,200

」に改める。

議案第12号

令和4年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について

令和4年度宇土市一般会計補正予算（第12号）を別冊のとおり定める。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第13号

令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第14号

令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第15号

令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第16号

令和4年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第17号

令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第5号）について

令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第18号

令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について

令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第19号

令和5年度宇土市一般会計予算について

令和5年度宇土市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 20 号

令和 5 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について

令和 5 年度宇土市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 21 号

令和 5 年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について

令和 5 年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 2 2 号

令和 5 年度宇土市介護保険特別会計予算について

令和 5 年度宇土市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第 2 3 号

令和 5 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算について

令和 5 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第 2 4 号

令和 5 年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 5 年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第 2 5 号

令和 5 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について

令和 5 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第26号

令和5年度宇土市水道事業会計予算について

令和5年度宇土市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第27号

令和5年度宇土市公共下水道事業会計予算について

令和5年度宇土市公共下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

報告第1号

令和3年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年3月6日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

健全化判断比率

	宇土市 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
実質赤字比率	— (該当なし)	13.46	20.0
連結実質赤字比率	— (該当なし)	18.46	30.0
実質公債費比率	10.6	25.0	35.0
将来負担比率	— (該当なし)	350.0	—